

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により中讃広域都市計画道路を変更しようとするので、同法第21条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により次のとおり公告し、その案を公衆の縦覧に供する。

なお、この案については、関係市町の住民及び利害関係人は、縦覧期間満了の日までに香川県知事に意見書を提出することができる。

平成24年7月3日

香川県知事 浜 田 恵 造

1 都市計画を変更する土地の区域

- 3・4・601 大宮通（2・2・601 大宮通から名称変更）
- 3・6・602 大麻線（2・3・602 今橋大麻線から名称変更）
- 3・5・603 今橋榎井線（2・3・603 今橋祓川線から名称変更）
- 3・6・604 今橋郷見線（1・（小）・608 今橋郷見線から名称変更）
- 2・3・604 宮前通（廃止）
- 1・（小）・605 簀岡長法寺線（廃止）
- 1・（小）・606 簀岡涌井線（廃止）
- 1・（小）・607 神事場大井線（廃止）

縦覧に供する図面表示のとおり

2 都市計画の案の縦覧場所

香川県土木部都市計画課、琴平町総務課、まんのう町建設土地改良課及び善通寺市建設農林部土木都市計画課

3 縦覧期間

平成24年7月3日から同月17日まで